

(案)

# 大規模災害時における京都府議会活動指針

平成27年 月

議 会 運 営 委 員 会  
議 会 改 革 検 討 小 委 員 会

# 目 次

第1章 指針について	
(1) 検討の経緯	1
(2) 指針の目的	2
(3) 指針の特徴	2
第2章 災害時における議会活動を考えるための基本的事項	
第1節 議会の役割	3
第2節 議員の役割	4
第3節 執行機関との関係	5
第4節 市町村や国との関係	6
第3章 災害時における議会活動を行うための基本的事項	
第1節 業務継続体制の確保	
(1) 議員の安否確認	7
(2) 事務局職員の安否確認と業務体制	9
(3) 議場・委員会室等の審議環境の確保	10
第2節 活動方針の協議・決定	11
第3節 議員への情報提供	12
第4章 災害時における議会活動の内容	
第1節 発災時・発災直後の対応（活動方針決定までの間）	
(1) 本会議開会中に発災した場合	13
(2) 委員会開会中に発災した場合	15
(3) 会期中で会議開催時間以外に発災した場合	17
(4) 閉会中に発災した場合	19
第2節 活動方針決定以降の対応	
(1) 被災状況の確認	21
(2) 議会審議のあり方	22
第5章 災害時の議会活動に関する平常時の備え	23
参考資料1 議会改革検討委員会の概要、開催状況	26
参考資料2 京都府南部豪雨災害（平成24年8月）に関する府議会の対応	28
参考資料3 台風18号災害（平成25年9月）に関する府議会の対応	32
参考資料4 平成26年8月豪雨災害に関する府議会の対応	38

## 第1章 指針について

### (1) 検討の経緯

#### ア 議長からの諮問

平成23年の東日本大震災、本年9月の関東・東北豪雨をはじめ、近年、各地で大規模な災害が発生している。

京都府においても、天井川の決壊等が生じた平成24年8月の京都府南部豪雨、全国で初めて大雨特別警報が発令され、由良川や桂川をはじめ中小河川の溢水や決壊が生じた平成25年9月の台風18号水害、福知山市域で内水氾濫を引き起こした平成26年8月豪雨と、3年連続で災害救助法の適用を受ける大規模水害により甚大な被害をもたらされた。

京都府が受けた過去3か年の大規模水害の際には、府議会として、必要に応じ現地調査を行い、補正予算の審査や国への要請など被災地の復旧復興に取り組んだところであるが、各地での度重なる大規模災害の発生の状況にかんがみ、過去の府議会の災害時における活動内容を検証し、あらかじめ、災害時に府議会として行うべきことをとりまとめておく意義は大きい。

こうした考えにより、平成27年7月6日、議長から議会運営委員会に、「大規模災害時に議会の役割を果たすための府議会活動指針の策定」に関する諮問が行われ、議会運営委員会に設置された議会改革検討小委員会（以下「小委員会」という。）において検討することとなったものである。

#### イ 検討の方法

小委員会においては、まず、先行事例である他の地方議会で策定されている業務継続計画や災害対応マニュアルの構成や内容を概観した上で、執行機関から大規模地震発生時の京都府の体制や業務など府におけるBCP（業務継続計画）の取組に関する説明を受けた後、過去3か年の水害発生時の府議会の活動状況の振り返りを行い、災害発生時の府議会活動指針作成に向けた基本的事項の確認を行った。

その上で、過去の府議会の災害時の活動における課題を踏まえ、災害発生時の府議会の役割や執行機関との関係、議員の安否確認や議員への情報提供のあり方、議会による被災状況調査のあり方、発災時・発災直後の議会活動の流れなど、毎回テーマを定めて検討を行い、計 4 回の協議を通じ、「大規模災害時における京都府議会活動指針」としてとりまとめたものである。

## (2) 指針の目的

この指針は、大規模災害時においても府議会がその役割を十分に果たすことを目指し、過去3か年の大規模災害時における活動内容の検証等を通じ、あらかじめ、大規模災害時における府議会の役割や活動の考え方等を整理するものである。

なお、傍聴者等の安全確保の方法や建物・設備の被災状況の確認の方法をはじめ、災害時の活動に関する具体的な体制、手順や方法等については、この指針の考え方を踏まえ、災害対応マニュアル等によりあらかじめ整理しておくことが必要である。

## (3) 指針の特徴

### ① 災害時における議会・議員の役割や議会と執行機関の関係の再確認

災害時における議会活動を考えるための基本的事項として、京都府議会基本条例に定められた基本的な考え方をもとに、災害時に求められる議会・議員の役割や議会と執行機関の関係について再確認をした。

### ② 議員の安否確認に関する基準、方法の明確化

議員の安否確認を要する場合を議員から連絡を行う場合と事務局から確認を行う場合に区分して基準化するとともに、議員と事務局との連絡方法についてはメール送受信（事務局防災専用メールアドレス）を基本とした。

### ③ 議員への情報提供の方法の明確化

議員と執行機関との連絡調整窓口は議会事務局に一本化し、議員への情報提供については、事務局からのメール送信（事務局防災専用メールアドレス）により行うことを基本とした。

### ④ 発災時・発災直後の府議会の対応の明確化

特に混乱が生じる発災時及び発災直後の府議会の対応について、議会日程や会議開催状況に応じ、①本会議開会中に発災した場合、②委員会開会中に発災した場合、③会期中で会議開催時間以外に発災した場合、④閉会中に発災した場合の4つのケースに区分し、会議の開催（継続）の可否の判断、情報の収集・報告や対応方針の協議の方法など、対応の流れをフロー図とともに整理した。

## 第2章 災害時における議会活動を考えるための基本的事項

### 第1節 議会の役割

#### ア 基本的な役割

府議会は、府民から信託された議員によって構成される府民の代表機関として、府民の意思を的確に把握し、その反映を図りつつ必要な意思決定を行うことにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。

こうした議決機関、意思決定機関として、府議会は、府民の意思・意見を把握し、政策の提案・提言等を行いながら、執行機関から提案される予算や条例等の議案を審議し、その施策や事業執行の点検を行い、こうした活動を府民に説明する役割が求められている。

#### イ 災害時における議会の役割

災害時にあっては、被災状況の確認や被災地の要望の把握を行い、執行機関の災害関連予算編成に対する要請を経て、上程された補正予算等の審議を行い、その成立後には災害対策の進捗よく確認や防災・減災対策への提言といった役割が求められる。

また、広域自治体として、被災市町村の要望を把握し、激甚災害指定をはじめとする財政的な支援等を国に対して要請していくことも求められる。

#### 府議会の役割・機能

府議会の役割・機能	災害時における役割・機能
① 府民の意思・意見の把握	被災状況の確認、現地の要望の把握
② 政策の提案・提言	災害予算への要望、国等への要望
③ 団体意思の決定（議決機能）	条例・予算等の議案審議
④ 施策・事業の点検・監視・評価	災害対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討
⑤ 議会活動に関する府民への説明	災害対策、議会活動の広報 更なる要望等の把握

## 第2節 議員の役割

### ア 基本的な役割

議員は、府民から信託された府民の代表として、府民の多様な意見を把握し、府民の意思を的確に府政に反映させ、府民に説明する役割が求められている。

### イ 災害時における議員の役割

災害時における議員の役割としては、①地元議員としての役割、②議会の構成員としての役割がある。

#### ① 地元議員としての役割

→ 地元議員として、被災状況の確認や現地要望の把握を行い、被災地の状況や要望などの現地の情報を伝えること。

#### ② 議会の構成員としての役割

→ 議会が災害時における役割を果たすため、その構成員として、現地調査、議案審議等の災害時における議会活動に従事すること。

### ウ 地域の一員としての役割

議員固有の役割を認識した上で、特に発災後の初期の段階で、議会の活動が決定しない間については、地域の一員として、被災者の救援をはじめとする地域の活動に従事することが求められる。

### エ 議員の活動・行動基準

議員に求められる具体的な活動や行動については、概ね、次のとおり。

#### 第1段階 発災時・発災直後

- ① 自身等の安全確保
- ② 自身の安否等の伝達（議員から議会事務局へ発信）
  - ・ 震度6弱以上の地震の発生
  - ・ 風水害等の特別警報の発表（収束段階）

#### 第2段階 発災直後から議会としての対応決定まで

- ③ 被災状況等の情報収集とその伝達
- ④ その他地域の一員としての活動

#### 第3段階 議会としての対応決定後

- ⑤ 議会の構成員として議会活動に従事

※ 議会活動のない場合は、地域等において第2段階の活動に従事

### 第3節 執行機関との関係

#### ア 災害時における執行機関の役割

災害時の応急対策や復旧対策については、防災担当部局にとどまらず、執行機関全体に求められており、全部局で構成する災害対策本部の指揮のもとに災害対策に従事する必要がある。

#### イ 災害時における議会と執行機関の関係

議会は、執行機関が災害時における執行機関の役割に基づき災害対策に尽力することができるよう、次の事項に留意する必要がある。

##### ① 議員と執行機関との連絡調整窓口の一本化

災害時には情報が錯綜するところであり、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び現地の被災状況や要望などの議員から執行機関に対する情報提供については、議会事務局を窓口とする。

##### ② 執行機関の災害対応を優先するための議事運営上の配慮

発災後の被災状況の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会や出席要求理事者の縮小（欠席）など、執行機関が災害対応を優先することができるよう、議事運営上の配慮が必要である。

##### ③ 速やかな予算執行等を可能とする柔軟な審議方法の採用

災害関係補正予算等の審議に当たっては、速やかな予算執行等ができるよう、予算案の説明、議案の上程、委員会審査、本会議議決等の日程などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応することが必要である。

## 第4節 市町村や国との関係

### ア 市町村との関係

府議会は、広域的地方公共団体の議会として、被災市町村の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、府の執行機関に対する要請や国の関係省庁等への要望等を行うなど、市町村の災害対応への支援に努める。

### イ 国等との関係

政府調査団の来訪時の要望書の提出や国会、関係行政庁への意見書に基づく要請等を行うことにより、被災地の復旧や被災者の生活再建、災害に強い地域づくり等に向けた国への要望提案活動を積極的に行う。

#### 【参考】 過去3か年の災害時における国への要請（参考資料参照）

- ① 平成24年  
【緊急要望】 京都府南部豪雨による災害対策に関する緊急要望  
(平成24年 8月26日 防災担当大臣あて議長名)  
【意見書】 京都府南部豪雨に伴う災害対策に関する意見書  
(平成24年10月 5日 可決)
- ② 平成25年  
【緊急要望】 台風18号に伴う災害対策に関する緊急要望  
(平成25年 9月18日 防災担当大臣事務代理あて議長名)  
【意見書】 台風18号に伴う災害対策に関する意見書  
(平成25年 9月20日 可決)
- ③ 平成26年  
【緊急要望】 8月15日から大雨に伴う災害対策に関する緊急要望  
(平成26年 8月19日 防災担当大臣あて議長名)  
【意見書】 平成26年8月豪雨に伴う災害対策に関する意見書  
(平成26年 8月29日 可決)

※ 緊急要望、意見書に基づき、関係省庁の大臣、事務次官等に直接要請

### 第3章 災害時における議会活動を行うための基本的事項

#### 第1節 業務継続体制の確保

##### (1) 議員の安否確認

###### ア 基本的な考え方

- 発災時には情報が錯綜することや事務局職員の参集状況により連絡が遅延することが考えられるため、通信手段はメールの送受信を基本とし、メールによる連絡がない場合については、電話連絡等を行うこととする。
- あらかじめ、各議員に関する基本情報（①通信手段等に関する情報、②居住地の状況（自宅周辺の状況、住居の状況）等）を事務局において把握し、個人情報の管理に配慮しつつ、共有化を図り、安否確認のための事前準備を行うこととする。
- なお、大規模災害時には、利用の集中、回線の遮断等によりメール、携帯電話等による通信が困難になる場合も想定されるため、通信環境の代替措置の検討も必要である。

###### イ 安否確認を行う場合

###### (ア) 議員から事務局に連絡を行う場合

- ① 地震 震度6弱以上（府災害対策本部自動設置対象）
- ② 風水害等 特別警報が発表された場合  
（台風の通過等被害が収束に向かう段階）

###### (イ) 事務局から議員に確認を行う場合

- ① 地震 震度5強以下で大きな被害が確認された場合
- ② 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
- ③ その他 大規模な事故等が発生した場合で、大きな被害が確認されたとき

## ウ 連絡方法

- 議員と事務局との連絡については、議会事務局に防災専用のメールアドレスを設定し、当該メールアドレスによる送受信を行うことを基本とする。  
また、事務局の防災専用のメールアドレスに送信されたメールについては、事務局幹部職員に自動転送を行い、速やかな状況把握に活用する。
- メールによる送受信を基本とするが、議員からのメール送信がなく安否の確認ができなかった場合については、事務局において、電話連絡等により安否の確認を行う。

## エ 確認内容

議員の安否確認の内容は、概ね、次のとおり。

- ① 人的被害の有無
  - ・ 本人又は家族のけが 等
- ② 財産被害の有無
  - ・ 家屋等の損壊、浸水 等
- ③ 議会棟への登庁の可否  
(選択肢)
  - ア 登庁可能(通常の間程度で登庁可能)
  - イ 登庁遅参(被災対応、交通事情 等)
  - ウ 登庁不可(被災対応、交通事情 等)
- ④ その他連絡すべき事項

注) 議員からの事務局への発信文例(イメージ)、事務局からの確認文例(イメージ)、報告内容整理方法など、具体的な内容については、災害対応マニュアルにおいて整理する必要がある。

## (2) 事務局職員の安否確認と業務体制

- 災害発生時における事務局職員の安否確認及び業務体制（参集の範囲等）については、地域防災計画に定める方法を基本とする。
- 災害発生後における業務体制については、災害対策本部の活動状況や災害時における府議会活動を考慮し、必要な体制を確保する。

### 【参考】 京都府地域防災計画に定める要員（議会事務局）

#### 【議会事務局災害対策本部要員】（議会部）

部長：議会事務局長 副部長：議会事務局次長

① 1号動員 各課2名（各課長、室長等）

② 2号動員 各課5名

③ 3号動員 全職員

1号動員・・暴風雨又は局地的集中豪雨などのため相当の被害が発生するおそれがある場合

2号動員・・数市町村の地域において住家の被害が災害救助法の適用規準に達する程度となりなお被害が拡大するおそれがある場合

3号動員・・多数の市町村の地域において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生した場合

※ 震度6弱以上の地震の発生・・・全動員で自動参集

### (3) 議場・委員会室等の審議環境の確保

- 議場・委員会室をはじめ、議会棟内の建物、設備に関する被災状況を確認する。
  - 注) 被災状況の確認箇所や内容、チェックリストなど、具体的な内容については、災害対応マニュアルにおいて整理する必要がある。
- 議場・委員会室等の被災により、会議の開催が困難になった場合を想定し、代替施設等を検討しておくことが望ましい。

#### 【例】 建物、設備確認の箇所・内容

##### 【確認箇所】

- ① 建物の共用部分（ロビー、階段、廊下 等）
- ② 議員控室・執務室（正副議長室、各会派議員控室、事務局執務室 等）
- ③ 本会議・委員会開催場所（議場、各委員会室）

##### 【確認内容】

- ① 建物の各構造部の被害の有無（天井、床、壁、出入口 等）
- ② 施設・設備の使用の可否（照明、音響（マイク） 等）

※ 確認箇所ごとの確認内容については、チェックリストを作成

## 第2節 活動方針の協議・決定

- 災害時の府議会の活動内容については、理事調整会議において協議・調整を行う。
- 災害時の活動方針に係る理事調整会議の開催については、議会運営委員長の指示を受け、議長、副議長の了解を得て、招集する。

### ※ 理事調整会議（会議規則に基づく協議等の場）

目的) 議会の運営に関する協議又は調整  
構成員) 議長、副議長及び議会運営委員会理事  
招集権者) 議会運営委員長

- 議会日程の変更その他議会運営に関する事項については、理事調整会議の協議を経て、議会運営委員会又は議会運営委員会理事会を開催し、決定する。
- 議会運営委員会や理事調整会議の構成員である議会運営委員長や理事、委員が被災し、会議に参加できない場合には、それぞれ職務代行の規定を適用し、代理の議員により会議を開催する。

### 【京都府議会運営委員会条例（平成3年京都府条例第17号）（抄）】

#### （委員長の職務代行）

第8条 委員長に事故があるときは、議長が理事のうちから指名した委員がその職務を代行する。

#### （理事の職務代行）

第9条 理事に事故があるときは、委員長の承認を得て、その所属する会派の委員又は議員がその職務を代行する。

#### （委員の職務代行）

第10条 委員に事故があるときは、委員長の承認を得て、その所属する会派の議員がその職務を代行する。

2 前項の規定により、委員に代って議員が行った職務は、委員として行ったものとみなす。

#### （定足数）

第13条 定足数については、委員会条例第13条の規定を準用する。

注) 委員会の定足数・・・半数以上（京都府議会委員会条例第13条）

### 第3節 議員への情報提供

#### ア 基本的な考え方

- 災害時には情報が錯綜するところであり、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供については、議会事務局を窓口とする。

#### イ 通信手段

- 議員へのメール送信を基本とする。  
ただし、希望する議員については、FAX送信により行う。
- 事務局からの送信については、防災専用のメールアドレスから行う。
- 災害時の情報については、事務所以外で活動する議員も多く、移動中の連絡（携帯電話など）も必要であるため、議員は、あらかじめ、希望する送信先（メールアドレス）を事務局に登録する。

#### ウ 提供情報

- 提供情報は、災害対策本部公表情報を基本とする。議会事務局において、独自に関連情報や詳細情報を持ち得る場合には、そうした情報も提供する。
- メール送信により情報提供を行う議員については、危機管理WEBに掲載の情報は危機管理WEBへのリンクアドレスの添付による。

## 第4章 災害時における議会活動の内容

### 第1節 発災時・発災直後の対応（活動方針決定までの間）

災害の発生時の議会日程や会議開催状況に応じ、災害の種別や程度を想定しながら、①本会議開会中、②委員会開会中、③会期中で会議開催以外、④閉会中の4つのケースに分けて、基本的な対応の流れを整理する。

なお、実際に災害が発生した場合には、議会日程や審議状況、災害の状況等に応じて、これらの対応の流れをもとに、臨機に対応することが必要である。

#### (1) 本会議開会中に地震が発生した場合

##### ① 地震の揺れを感知した場合

揺れが大きい場合・・・議長の判断で、暫時休憩を宣告

明らかに揺れが軽微な場合・・・本会議を続行

※注) 続行中に緊急対応の必要等の連絡が入った場合には、議長の判断により、暫時休憩を宣告

##### \*緊急地震速報を確認した場合

議長は、直ちに暫時休憩を宣告し、議場内の参集者、傍聴者に自身の安全の確保を呼びかける。

##### ② 安全確保と状況確認（休憩宣告を行った場合）

○ 議員は、自身の安全を確保した後、会派控室又は安全な場所で待機する。

○ 事務局は、傍聴者等の安全確保を行うとともに、議会棟の安全確認、震度情報等の状況確認、執行機関の意向確認を行う。

##### ③ 対応方針協議（事務局による状況確認後）

○ 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、再開の可否、延会（休会・会期延長）の必要性について協議する。

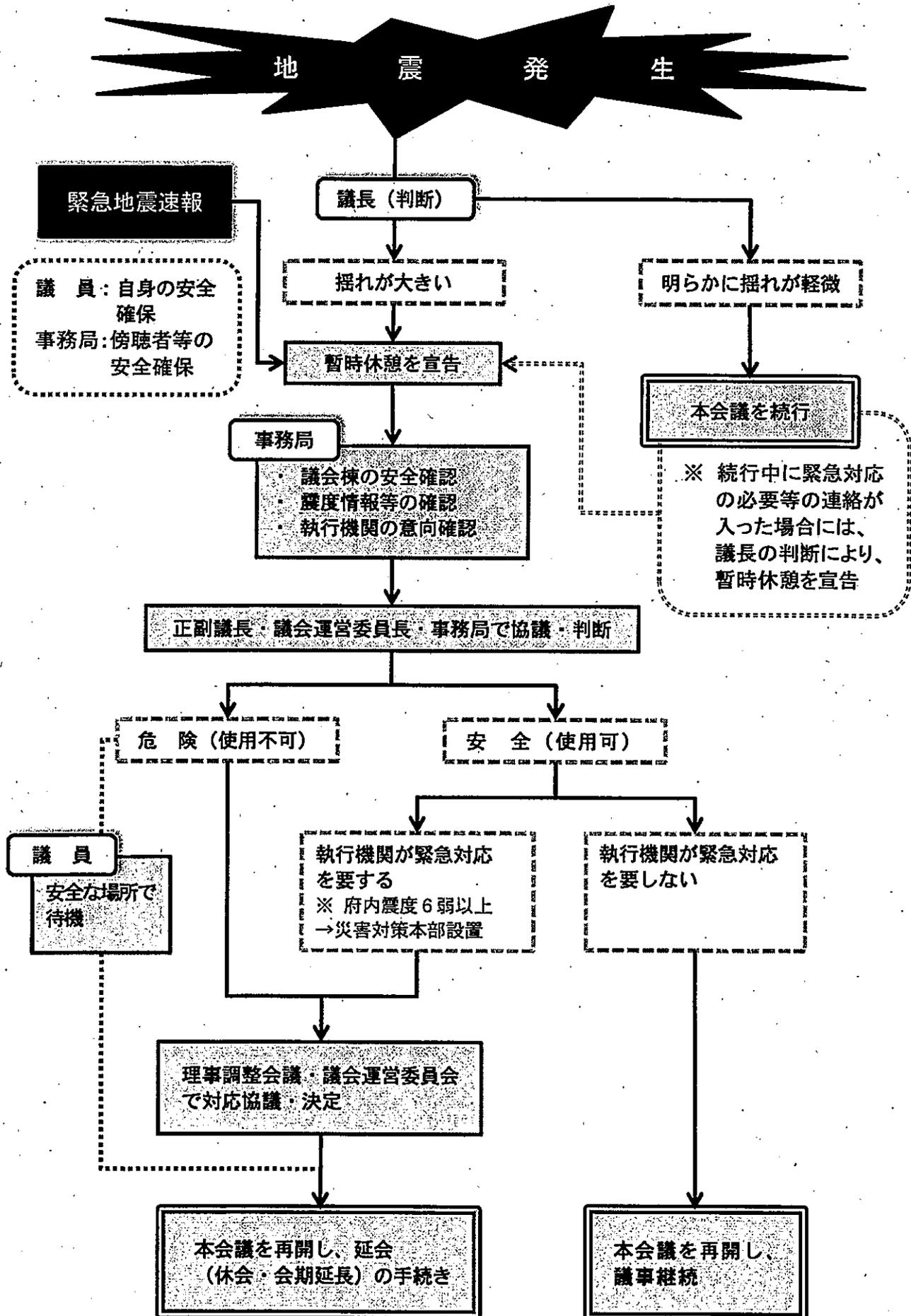
議場（議会棟）が危険な場合・・・延会等

議場（議会棟）が安全な場合 { 執行機関が緊急対応を要する場合・・・延会等

{ 執行機関が緊急対応を要しない場合・・・再開

##### ④ 対応協議・決定（理事調整会議・議会運営委員会）

○ 理事調整会議において対応方針を説明し、確認の上、議会運営委員会で決定する。



(2) 委員会開会中に地震が発生した場合

① 地震の揺れを感知した場合

揺れが大きい場合・・・委員長の判断で、暫時休憩を宣告

明らかに揺れが軽微な場合・・・委員会を続行

※注) 事務局において状況確認を行い、必要に応じて、各委員会に地震の状況等を連絡する。

\* 緊急地震速報を確認した場合

委員長は、直ちに暫時休憩を宣告し、委員会室内の参集者、傍聴者に自身の安全の確保を呼びかける。

② 安全確保と状況確認（休憩宣告を行った場合）

○ 議員は、自身の安全を確保した後、会派控室又は安全な場所で待機する。

○ 事務局は、傍聴者等の安全確保を行うとともに、議会棟の安全確認、震度情報等の状況確認、執行機関の意向確認を行う。

③ 対応方針協議（事務局による状況確認後）

○ 各委員長及び事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、再開の可否について協議する。

委員会室（議会棟）が危険な場合・・・閉会

委員会室（議会棟）が安全な場合

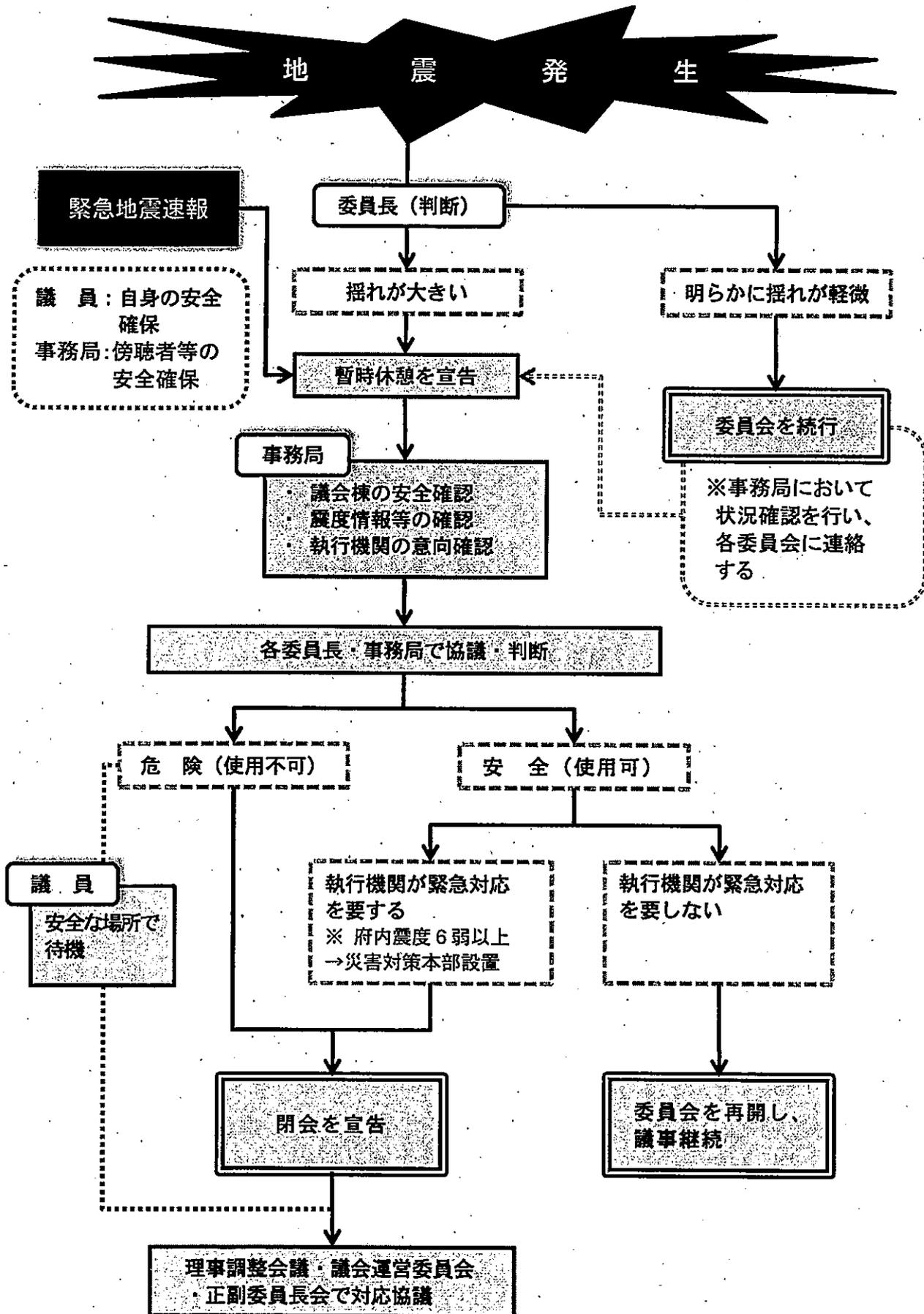
執行機関が緊急対応を要する場合・・・閉会

執行機関が緊急対応を要しない場合・・・再開

④ 対応協議〔審議途中で閉会した場合〕

（理事調整会議・議会運営委員会・正副委員長会等）

○ 被災の状況、委員会の審議状況（付託議案・付託請願の審議等）、会期の関係（議案の採決日程等）を考慮して、その後の対応を協議する。



(3) 会期中で会議開催時以外に災害が発生した場合

以下の災害が発生した場合については、議員の安否確認、会議開催に関する情報収集を行い、日程変更等の対応についての協議を行う。

地震	○ 震度6弱以上
	○ 震度5強以下で大きな被害が確認された場合
風水害等	○ 特別警報が発表された場合
	○ 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
その他	○ 自然災害のほか、大規模な事故等が発生した場合で、大きな被害が確認されたとき

① 議員の安否確認

- 議員から事務局に連絡を行う場合
  - ア 地震 震度6弱以上（府災害対策本部自動設置対象）
  - イ 風水害等 特別警報が発表された場合（台風の通過等被害が収束に向かう段階）
- 事務局から議員に確認を行う場合
  - ア 地震 震度5強以下で大きな被害が確認された場合
  - イ 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
  - ウ その他 自然災害のほか、大規模火災等の事故、感染症の発生等で、大きな被害が確認されたとき

② 会議開催の可否に関する情報収集（安否確認を行った場合）

- ・ 議員の参集の可否の状況
- ・ 被災状況の確認
- ・ 議場等の審議環境の点検
- ・ 執行機関の議会对応の可否（災害対応への配慮の必要性）等

③ 状況報告（事務局による情報収集を行った場合）

- 事務局による状況確認内容について、必要に応じて正副議長・議会運営委員長・各派理事等に情報提供を行う。

④ 対応方針協議（事務局による情報収集を行った場合）

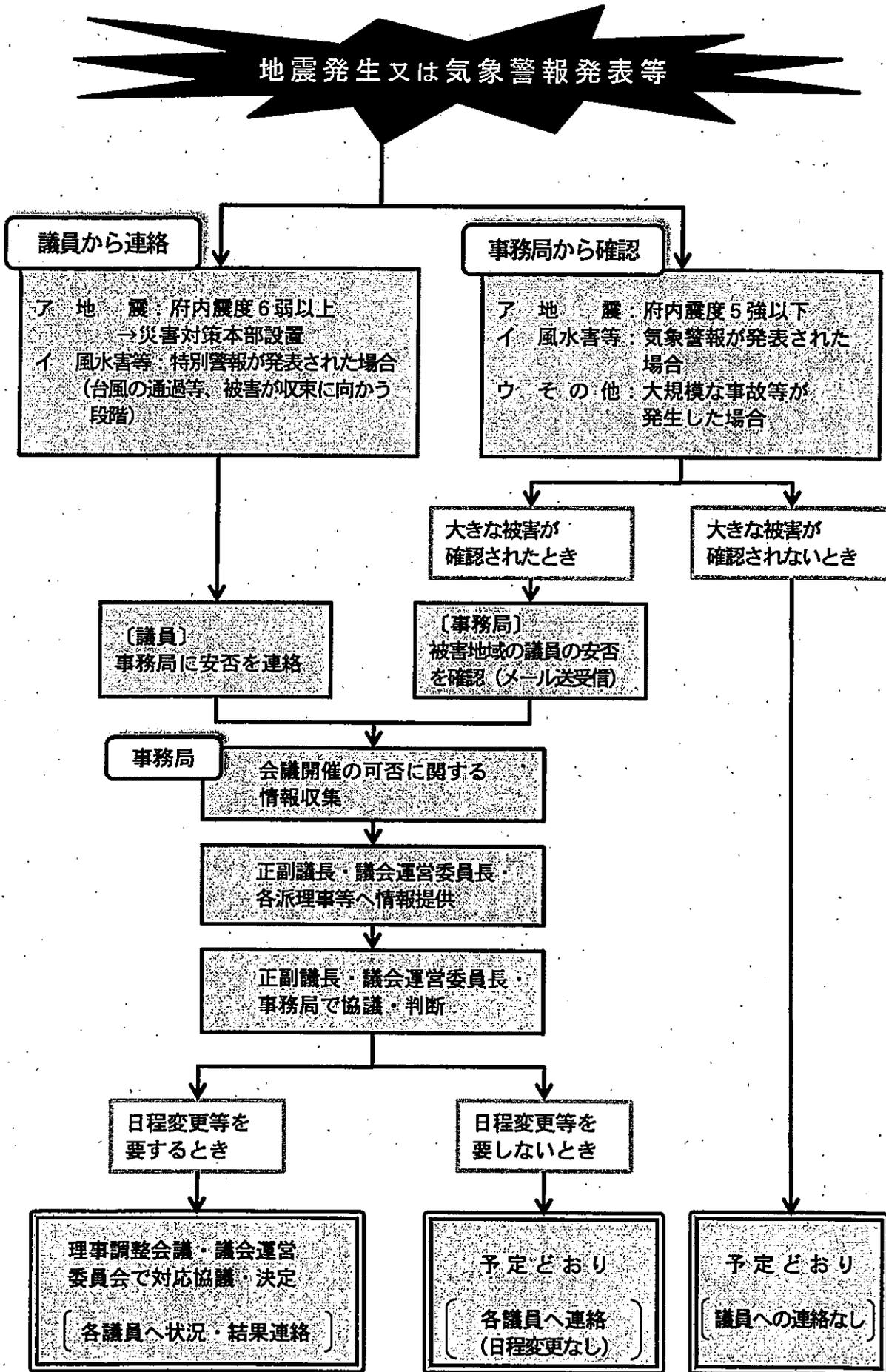
- 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、日程変更の必要性等の対応方針について協議する。

⑤ 対応協議・決定（理事調整会議・議会運営委員会）

- 理事調整会議において対応方針を説明し、確認の上、必要に応じて議会運営委員会で決定する。

フロー図 3

会期中で会議開催時以外に災害が発生した場合  
(ほとんどの議員が議会棟内にいない場合)



#### (4) 閉会中に災害が発生した場合

以下の災害が発生した場合については、議員の安否確認、会議開催に関する情報収集を行い、必要に応じ今後の対応についての協議を行う。

- |      |   |
|------|---|
| 地震   | ○ 震度6弱以上                                |
|      | ○ 震度5強以下で大きな被害が確認された場合                  |
| 風水害等 | ○ 特別警報が発表された場合                          |
|      | ○ 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき           |
| その他  | ○ 自然災害のほか、大規模な事故等が発生した場合で、大きな被害が確認されたとき |

##### ① 議員の安否確認

- 議員から事務局に連絡を行う場合
  - ア 地震 震度6弱以上（府災害対策本部自動設置対象）
  - イ 風水害等 特別警報が発表された場合（台風の通過等被害が収束に向かう段階）
- 事務局から議員に確認を行う場合
  - ア 地震 震度5強以下で大きな被害が確認された場合
  - イ 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
  - ウ その他 自然災害のほか、大規模火災等の事故、感染症の発生等で、大きな被害が確認されたとき

##### ② 事務局による情報収集（安否確認を要する場合）

- ・ 議員の安否の状況
- ・ 被災状況の確認
- ・ 議場等の審議環境の点検
- ・ 執行機関の議会对応の可否（災害対応への配慮の必要性）等

##### ③ 状況報告（事務局による情報収集を行った場合）

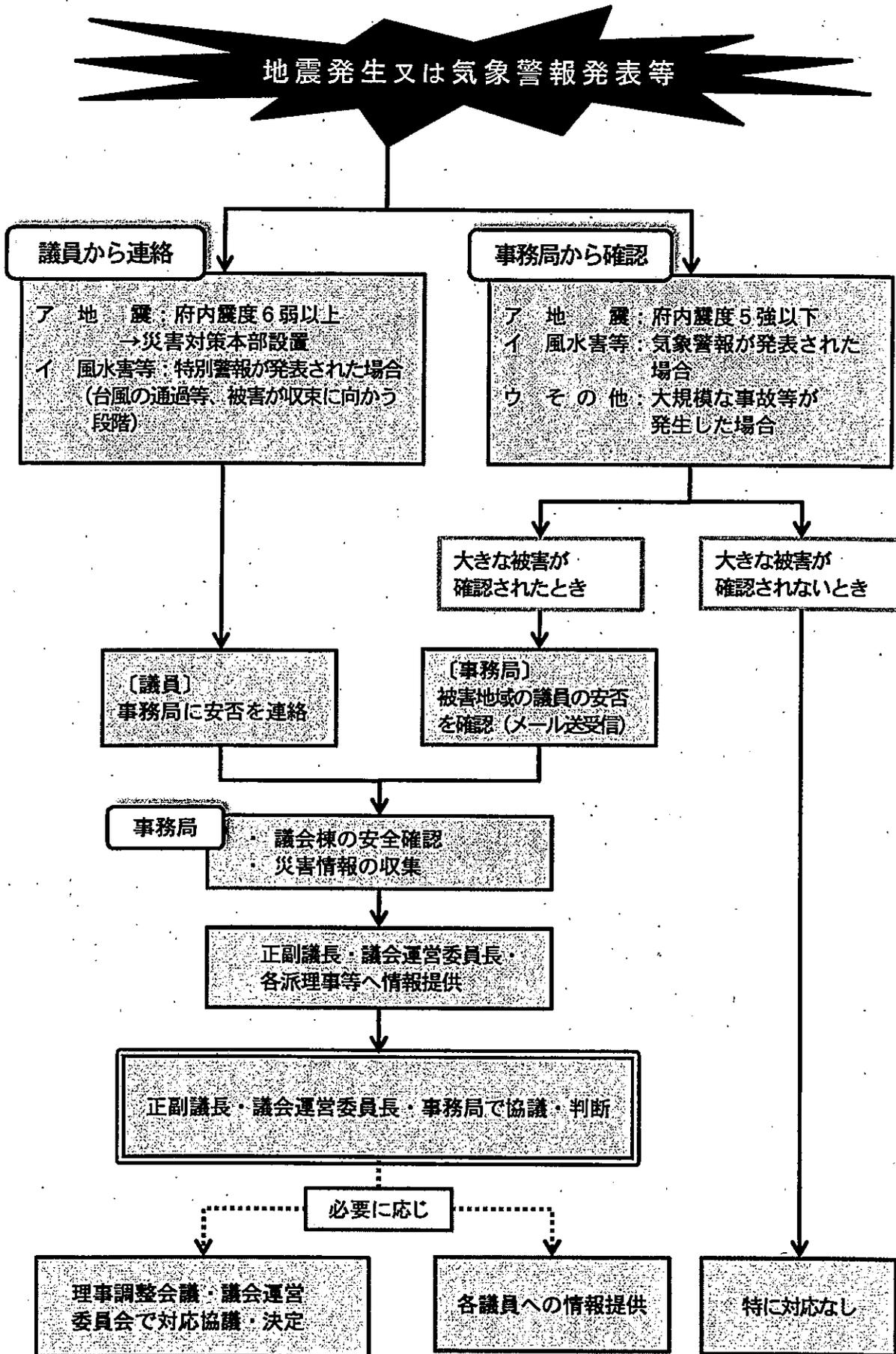
- 事務局による状況確認内容について、必要に応じて正副議長・議会運営委員長・各派理事等に情報提供を行う。

##### ④ 対応方針協議（事務局による情報収集を行った場合）

- 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、その後の対応方針について協議する。

##### ⑤ 対応協議・決定（理事調整会議・議会運営委員会）

- 理事調整会議において対応方針を説明し、確認の上、必要に応じて議会運営委員会で決定する。



## 第2節 活動方針決定以降の対応

### (1) 被災状況の確認（被災状況調査のあり方）

#### ア 現地調査に関する基本事項

- 現地の災害対応への支障や被災者への負担等にならないように留意し、調査の時期、内容等に応じて、調査方法（会派代表による調査や委員会調査等）を選択する。
- 調査の結果については、議員への情報提供、報告会の開催等により、全議員に報告する。

#### イ 早期の段階

- 早期に現地調査を行うためには、政府調査団等に同行することが執行部や地元の負担も少なく効果的である。
- 議会の調査としては、各会派から調査委員（理事の人数程度）を選び、機動性を有する範囲で行う。

#### ウ 発災から期間が経過した段階

- 発災から期間が経過した段階においては、被災状況の把握、被災者の要望聴取、災害対策の進捗確認など、調査目的に応じ、関係の委員会の判断により、必要な委員会調査を行う。

## (2) 議会審議のあり方

### ア 緊急対応時の審議

- 発災直後は、被災状況の把握や緊急対応など、執行機関は、災害対応業務を優先的に行う必要があることから、執行機関の意向を踏まえ、日程変更や出席要求理事者の欠席等の配慮を行う必要がある。
- 発災後の被災状況の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会等の日程変更や出席要求理事者の縮小（欠席）など、執行機関が災害対応を優先することができるよう、議事運営上の配慮を行うことが必要である。

### イ 補正予算等の審議

- 災害関係補正予算等の審議に当たっては、速やかな予算執行等ができるよう、予算案の説明、議案の上程、委員会審査、本会議議決等の日程などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応することが必要である。

### 災害時における議事運営上の配慮

議 会 日 程	○ 全日程の変更 ・ 日程の繰下げ、休会日の設定 等
出 席 要 求 理 事 者	○ 災害対応が求められる理事者への出席要求 ・ 被災状況確認、現地指揮等災害現地対応業務を優先 (出席要求理事者に対する本会議、委員会の欠席)
柔 軟 な 審 議	○ 補正予算議案等の議案説明、上程時期 ・ 執行機関の議案作成期間を考慮した取扱い  ○ 補正予算議案等の委員会審査 ・ 上程時期を考慮した柔軟な運営
そ の 他	○ 被災状況報告聴取や被災状況現地調査 ・ 災害対応が求められる理事者の欠席等柔軟な運営

## 第5章 災害時の議会活動に関する平常時の備え

大規模災害時に府議会がその役割を発揮するためには、災害時の活動に関する体制、手順や方法などの災害対応マニュアルの整備や安否確認、災害情報の伝達に関する訓練など、災害時の議会活動に関する平常時の備えが必要である。

### ア 災害対応マニュアルの整備

- この指針は、大規模災害時における議会の役割を再確認し、業務継続体制の確保のあり方や活動方針の協議方法等を明確にするとともに、災害時、特に発災時・発災直後の対応の流れを明らかにするものであり、具体的な手順や方法等についての災害対応マニュアルが必要である。

#### 災害対応マニュアルに規定すべき事項（例）

- 1 議員の安否確認の方法（事前の情報整理、情報の共有化 他）
  - 2 傍聴者等の安全確保の方法（避難場所、誘導経路 他）
  - 3 議会棟内の建物・設備の被災状況の確認の方法（確認箇所、確認内容 他）
  - 4 災害対応に関する事務局の動員体制（連絡体制、安否確認 他）
- 等

### イ 訓練の実施

- この指針に定める事項や災害対応マニュアルの内容をもとに、災害時に的確に活動することができるよう、安否確認、災害情報の伝達などの訓練を実施することが必要である。
- また、訓練の実施等を通じ、課題を確認し、改善を要する事項が生じた場合には、この指針や災害対応マニュアル等について必要な見直しを行うこととする。

## 参 考 资 料



議会運営委員会議会改革検討小委員会の概要・開催状況

1 組 織

(1) 設 置 平成27年7月7日

(2) 委 員 12名 (議会運営委員長が指名)

委員長 石田 宗久 (自民) (互選により選出)

委 員 自民) 秋田 公司、中川 貴由、藤山裕紀子、中村 正孝  
 共産) 光永 敦彦、島田 敬子、浜田 良之  
 民主) 田中 健志、岡本 和徳  
 公明) 林 正樹、諸岡 美津

2 運 営

直接傍聴を可能とするとともに、会議の概要をホームページで公開

3 開催状況

- |        |             |                         |
|--------|-------------|-------------------------|
| 第 1 回  | 7月 7日 (火)   | 委員長の選任、協議の進め方           |
| 第 2 回  | 8月 25日 (火)  | 協議の進め方、先行事例の確認          |
| 第 3 回  | 9月 9日 (水)   | 過去3年間の災害発生時の府議会の活動の確認   |
| 第 4 回  | 9月 16日 (水)  | 京都BCP行動指針と京都府地域防災計画     |
| 第 5 回  | 9月 30日 (水)  | 議員への情報提供のあり方、被災状況調査のあり方 |
| 第 6 回  | 10月 6日 (火)  | 大規模災害時における府議会の役割        |
| 第 7 回  | 11月 4日 (水)  | 大規模災害時における京都府議会活動指針の骨子  |
| 第 8 回  | 11月 26日 (木) | 議員の安否確認のあり方             |
| 第 9 回  | 12月 3日 (木)  | 発災時及び発災直後の対応フロー         |
| 第 10 回 | 12月 11日 (金) | 報告書案の協議                 |
| 第 11 回 | 12月 17日 (木) | 報告書の確認                  |



京都府南部豪雨災害（平成24年8月）に関する府議会の対応

1 災害の概要等

- (1) 発生 平成24年8月13日～14日（17日～18日にも集中豪雨）
- (2) 被害 人的被害 死 者 2人  
 住家被害 全壊（焼） 32棟 半壊（焼） 169棟  
 床上浸水 906棟 床下浸水 2378棟  
 被害総額 39億5100万円（施設被害、農林水産・商工被害等）
- (3) 次期定例会までの期間 37日（平成24年9定開会 9/19）

2 府議会の対応

(1) 開会までの対応

ア 被害等の報告聴取

- ① 議会運営委員会理事会 平成24年8月22日
- ② 閉会中の常任委員会  
 （8月21日、9月12日） 府民生活・厚生  
 （8月22日） 農商工労働、文教、建設交通、警察

イ 国への緊急要望

（平成24年8月26日 防災担当大臣あて議長名）

(2) 9月定例会中の対応

- ア 全員協議会開催（招集日：9月19日）
- イ 関係補正予算の先行議決  
 補正額：24億3100万円  
 招集日に本会議を休憩し、委員会審査の後、議決
- ウ 意見書可決（閉会日：10月5日）  
 京都府南部豪雨に伴う災害対策に関する意見書・・・全会一致

## 京都府南部豪雨による災害対策に関する緊急要望

8月13日から14日にかけて京都府南部地域を局地的に襲った豪雨により、死者1名、行方不明1名のほか、天井川の決壊、市街地における大規模浸水の発生、山間部集落の孤立、農林業被害など、甚大な人的、物的被害がもたらされた。

被災地においては、府及び被災市町が協力し、全力を挙げて応急措置を講じるとともに、被災者の支援と災害復旧に取り組んでいるところであるが、被災地の復旧及び被災者の生活再建のためには、地方自治体による対応だけでなく国による迅速かつ強力な支援が不可欠である。

よって、国におかれては、被災地の復旧をはじめとした災害対策に必要な支援措置について、特段の配慮を強く要望する。

平成24年8月26日

防災担当大臣 中川正春様

京都府議会議長 近藤永太郎

## 京都府南部豪雨に伴う災害対策に関する意見書

去る8月13日から京都府南部を襲った記録的な豪雨により、天井川の欠壊や市街地における大規模浸水が発生し、尊い命が失われるとともに、山間部集落の孤立、多数の家屋や農地・道路・河川をはじめとする社会資本の損壊など、甚大な被害をもたらされた。

現在、京都府においては、甚大な被害を受けた宇治市に災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用するほか、府、被災市町及び関係機関の連携の下、被災者への支援、復旧等に最大限の努力をするとともに、被災した住宅本体等の再建に要する経費を補助する府独自施策などに全力を挙げて取り組んでいるところである。

しかしながら、被災地の復旧及び被災者の生活再建のためには、地方自治体による対応だけでなく国による強力な支援が必要である。

については、国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害の未然防止のため、次の事項について、必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 被災した道路、河川等の公共土木施設、農地、林道等の農林施設や山腹崩壊地等の災害復旧に対して支援を行うこと。
- 2 一級河川弥陀次郎川等天井川に係る災害防止のため、重点的に事業を促進すること。
- 3 低平地の浸水対策のため、重点的に事業を促進すること。
- 4 住宅の再建等被災者の生活再建のため、被災者生活再建支援法に基づく支援制度の対象の拡大や支給額の引上げ及び被害認定等において柔軟な運用を行うこと。
- 5 京野菜や宇治茶などの農業被害について、経営意欲を後退させない特別措置を講じること。
- 6 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
- 7 被害の復旧に要する経費に対し、特別交付税をはじめとする特段の財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月5日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	平	田	健	二	殿
内閣総理大臣	野	田	佳	彦	殿
総務大臣	樽	床	伸	二	殿
財務大臣	城	島	光	力	殿
厚生労働大臣	三	井	辨	雄	殿
農林水産大臣	郡	司		彰	殿
経済産業大臣	枝	野	幸	男	殿
国土交通大臣	羽	田	雄一郎		殿
防災担当大臣	下	地	幹	郎	殿

京都府議会議長 近藤 永太郎



台風18号災害（平成25年9月）に関する府議会の対応

1 災害の概要等

(1) 発生 平成25年9月15日～16日

(2) 被害 人的被害 重 傷 3人 軽 傷 3人  
 住家被害 全壊(焼) 4棟 半壊(焼) 441棟  
 床上浸水 1482棟 床下浸水 3326棟  
 被害総額 177億7800万円(施設被害、農林水産・商工被害等)

(3) 次期定例会までの期間 1日 (平成25年9定開会 9/17)

2 対応方針協議 理事調整会議 9月17日 9月19日  
 議会運営委員会 9月20日

3 府議会の対応

(1) 国への緊急要望

ア 国への要望書提出  
 (平成25年9月18日 防災担当大臣代理あて議長名)

イ 意見書可決・関係大臣要請活動

- 9月20日(代表質問終了後)に意見書を緊急可決
- 9月24日 議長により関係大臣あて意見書による要請  
 (知事による府からの要望書と併せ、議長、知事による同時要請)

(2) 災害への対処を考慮した議会運営の特例事項

ア 一般質問の日程 3日間から2日間に1日短縮し、9月24日を休会

- 理由) ① 知事、議長による国への緊急要望、意見書の提出  
 ② 関係常任委員会による現地調査

イ 委員会現地調査の実施

- ・ 道路、河川等の被害状況の確認・・・建設交通常任委員会
- ・ 農業被害、観光地被害の確認・・・農商工労働常任委員会

ウ 意見書の緊急可決(急施案件)(9月20日)

エ 災害対応のための出席要求理事者の欠席

- ・ 代表質問1日目(9月19日)、2日目(9月20日)

オ 災害復旧に向けた府議会の活動報告

- ・ 議会運営委員会(9月26日)議長の要請活動、委員会現地調査報告

カ 災害関係補正予算の審議

- ・ 常任委員会2日目(9月30日)議案提出、同日委員会審査・採決

## 台風18号に伴う災害対策に関する緊急要望

9月15日から16日にかけての台風18号による豪雨により、京都府全域において、河川の氾濫や土砂崩れが発生し、負傷者がでるとともに、多数の家屋や嵐山をはじめとする観光地における商業施設の床上・床下浸水及び流木等の漂着、宇治茶や京野菜など京都特産の農産物に対する被害、道路・河川をはじめとする社会資本の損壊など、甚大な被害がもたらされた。

被災地においては、府、関係市町村及び関係機関が協力し、被災者への支援と災害復旧に全力を挙げて取り組んでいるところである。

しかしながら、被災地の復旧及び被災者の生活再建のためには、地方自治体による対応だけでなく国による迅速かつ強力な支援が不可欠である。

よって、国におかれては、これら災害対策に必要な支援措置について、特段の配慮を強く要望する。

平成25年 9月18日

内閣府特命担当大臣（防災）事務代理 谷垣 禎一 様

京都府議会議長 多賀 久雄

## 台風18号に伴う災害対策に関する意見書

9月15日から16日にかけての台風18号による豪雨により、京都府全域において、河川の氾濫や土砂崩れが発生し、負傷者等の人的被害の他、多数の家屋や嵐山をはじめとする観光地における商業施設の床上・床下浸水及び流木等の漂着、京都特産の宇治茶や京野菜などの農畜産物に対する被害、道路・河川をはじめとする社会資本の損壊など、甚大な被害をもたらされた。

現在、京都府においては、災害救助法を適用した福知山市・舞鶴市をはじめとする被災市町村及び関係機関との連携の下、被災者への支援、復旧等に最大限の努力をしているところである。

しかしながら、被災地の復旧及び被災者の生活再建には、地方自治体による対応だけでなく国による強力な支援が必要である。

については、国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害に強い地域づくりに向け、次の事項について、必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 被災した道路、河川等の公共土木施設、農地、林道等の農林施設や社会福祉施設、学校等文教施設、文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。
- 2 一級河川由良川、桂川等は、平成16年台風23号による浸水被害や計画洪水位の超過などが生じたため河川改修が進められているところであるが、今回、再度、甚大な災害に見舞われたところであり、引き続き災害防止に必要な抜本的改修を早期に強力に進めること。また、府管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講じること。
- 3 住宅被害を受けた被災者が、元の生活を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講じるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 4 宇治茶や京野菜、京都米などの農林水産業被害や畜産業被害について、経営意欲を後退させないよう特別措置を講じること。
- 5 今回、被害を受けた嵐山等の観光地に関して、風評被害を防止するとともに、新たな活性化を図ることができるような積極的な支援策を講じること。
- 6 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
- 7 今回の台風18号に伴う災害について激甚災害指定を行うとともに、復旧に要する経費に対し、特別交付税をはじめとする特段の財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 9月20日

衆議院議長	伊山	吹崎	文正	明昭	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	新	藤	義	孝	殿
文部科学大臣	下	村	博	文	殿
厚生労働大臣	田	村	憲	久	殿
農林水産大臣	林	芳	久	正	殿
経済産業大臣	茂	敏	正	充	殿
国土交通大臣	太	昭	宏	偉	殿
内閣官房長官	菅	義	司	司	殿
内閣府特命担当大臣(防災)	古	圭	司	司	殿

京都府議会議長 多賀久雄

## 建設交通常任委員会管内調査(平成25年9月24日)

### 概要

平成25年9月15日から16日にかけての台風18号による大雨は、気象庁が全国で初めて大雨特別警報を京都府に発するなど、過去に経験したことのない雨量となり、由良川や桂川をはじめ中小河川の溢水・欠壊による大規模な被害を受けました。

今回の災害は、平成16年の台風23号被害に比べ、人的被害は少なかったところですが、特に改修中の由良川流域においては、10年間に2度にわたり大規模な洪水に見舞われ、大変深刻な状況となっています。

京都府議会建設交通常任委員会では、9月24日に緊急の管内調査を実施し、被災状況の調査を行いました。

### 調査先

#### 石原～戸田地域(福知山市)

- 由良川沿岸の被災状況について

#### 横田地域(南丹市園部町)

- 園部川沿岸の被災状況について

#### 篠～大井地域(亀岡市)

- 桂川沿岸の被災状況について



由良川堤防での説明

## 農商工労働常任委員会管内調査(平成25年9月24日)

### 概要

平成25年9月15日から16日にかけて京都府全域に大雨をもたらした台風18号は、気象庁が全国で初めて特別警報を京都府に発するなど、過去に経験したことのない雨量を記録し、府内各地で住宅等への浸水被害が発生し、特に府北中部地域においては由良川や保津川の溢水等により、農作物及びお茶の被覆棚、製茶設備等の冠水や野菜のパイプハウス倒壊等大規模な被害が発生しました。また、日本有数の観光地が大きな被害を受けるなど府内全域にわたり観光地にも甚大な被害をもたらしました。本委員会において被害状況の把握のため、緊急の管内調査を実施しました。

### 調査先

#### 嵐山地域(京都市右京区・西京区)

- 観光地被害の状況について

#### 保津地域(亀岡市)

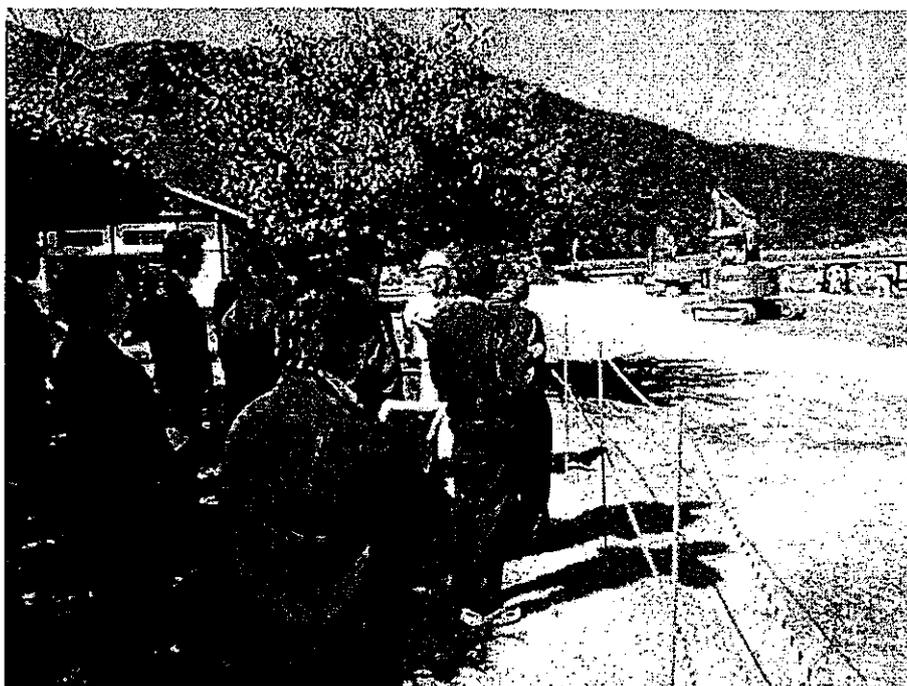
- 農業被害の状況について

#### 興地域(福知山市)

- 農業被害の状況について

#### 久田美地域(舞鶴市)

- 農業被害の状況について



嵐山地域において観光地被害の状況について調査しました。

平成25年9月定例会全日程

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	備 考
9. 17	火	開 会	議会運営委員会	全員協議会
18	水	休 会		(議案熟読)
19	木	代 表 質 問		
20	金	代 表 質 問	議会運営委員会	請願受理期限
21	(土)	休 会 (秋分の日)		
22	(日)			
23	(月)			
24	火	休 会	農商工労働常任委員会 建設交通常任委員会	
25	水	一 般 質 問		
26	木	一般質問・質疑	議会運営委員会	
27	金	休 会	議会運営委員会 常任委員会	
28	(土)			
29	(日)			
30	月	追加議案上程	議会運営委員会 常任委員会	全員協議会 (議員団会議)
10. 1	火	休 会	特別委員会	
2	水		議会運営委員会	(議員団会議)
3	木	補正予算等議決	議会運営委員会 決算特別委員会設置	
4	金	休 会		
5	(土)			
6	(日)			
7	月			
8	火			決算特別委員会
9	水			
10	木			
11	金		決算特別委員会	
12	(土)			
13	(日)			
14	(月)	(体育の日)		
15	火	休 会		
16	水			決算特別委員会
17	木			
18	金			
19	(土)			
20	(日)			
21	月			
22	火		決算特別委員会	
23	水			
24	木			
25	金			
26	(土)			
27	(日)			
28	月		決算特別委員会	
29	火			
30	水		総務・環境常任委員会	
31	木			
11. 1	金			
2	(土)			
3	(日)	(文化の日)		
4	(月)	(振替休日)		
5	火		議会運営委員会 決算特別委員会	(議員団会議)
6	水	閉 会	議会運営委員会	

平成26年8月豪雨災害に関する府議会の対応

1 災害の概要等

(1) 発生 平成26年8月15日

(2) 被害 人的被害 死者 2人 軽傷 1人  
 住家被害 全壊(焼) 14棟 半壊(焼) 272棟  
 床上浸水 1835棟 床下浸水 2716棟  
 被害総額 110億6000万円(施設被害、農林水産・商工被害等)

(3) 次期定例会までの期間 27日 (平成26年9定開会 9/11)

2 対応方針協議 理事調整会議 8月19日 8月20日  
 議会運営委員会(理事会) 8月20日

3 府議会の対応

(1) 国への緊急要望  
 (平成26年8月19日 防災担当大臣あて議長名)

(2) 被災状況の委員会調査

- 建設交通常任委員会 8月20日
- 農商工労働常任委員会 8月26日

(3) テレビ常任委員会(建設交通)[8月24日放映]

- 安心・安全を守る社会基盤整備 ～豪雨災害を受けて  
 ・ テーマを緊急に変更して実施  
 ・ 委員会管内調査を収録し、放映

(4) 臨時会の開催

- 災害復旧対応のための臨時会の開催(平成26年8月29日)  
 (平成16年台風23号災害関係以来の臨時会開催)
- 平成26年8月豪雨に伴う災害対策に関する意見書可決
- 発災後2週間で補正予算提案・可決

(5) 意見書による関係大臣要請活動(平成26年9月2日)

意見書の内容により、議長、副議長、各派理事が関係大臣に直接要請

## 8月15日からの大雨に伴う災害対策に関する緊急要望

京都府においては、平成24年の南部豪雨、平成25年の台風第18号と連続して豪雨災害に見舞われている中、今年も8月15日からの大雨により、死者がでるとともに、多数の家屋等における床上・床下浸水及び商業施設や農林畜産業等に対する被害、道路・河川をはじめとする社会資本の損壊など、甚大な被害が確認されており、現在においても被害状況を調査していることから被害はまだ拡大するものと思われる。

被災地においては、府、関係市町村及び関係機関が協力し、被災者への支援と災害復旧に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、被災地の復旧及び被災者の生活再建のためには、地方自治体による対応だけでなく国による迅速かつ強力な支援が不可欠である。

よって、国におかれては、これら災害対策に必要な支援措置について、特段の配慮を強く要望する。

平成26年 8月19日

内閣府特命担当大臣（防災） 古屋 圭司 様

京都府議会議長 多賀 久雄

# 京都府議会

[ホーム](#) > [議会の取り組み一覧](#) > [大雨災害に対する緊急要望を国へ提出](#)

## 大雨災害に対する緊急要望を国へ提出



(多賀議長(当時)が国へ支援を要望)

8月15日からの大雨により、府内に甚大な被害をもたらされました。  
府議会では、早急な被災地の復旧及び被災者の皆さんの生活再建のため、  
国に対し迅速かつ強力な支援を要望しました。

### 関連リンク

- [8月15日からの大雨に伴う災害対策に関する緊急要望 \(PDF:39KB\)](#)

## 建設交通常任委員会管内調査(平成26年8月20日)

### 概要

平成26年8月、台風11号に引き続き、15日からの大雨により、尊い命が失われるとともに、多数の家屋や観光・商業施設等の床上・床下浸水及びそれに伴う大量の災害廃棄物、京野菜や宇治茶などの農畜産物に対する被害、道路・河川をはじめとする社会資本の損壊など、甚大な被害がもたらされました。

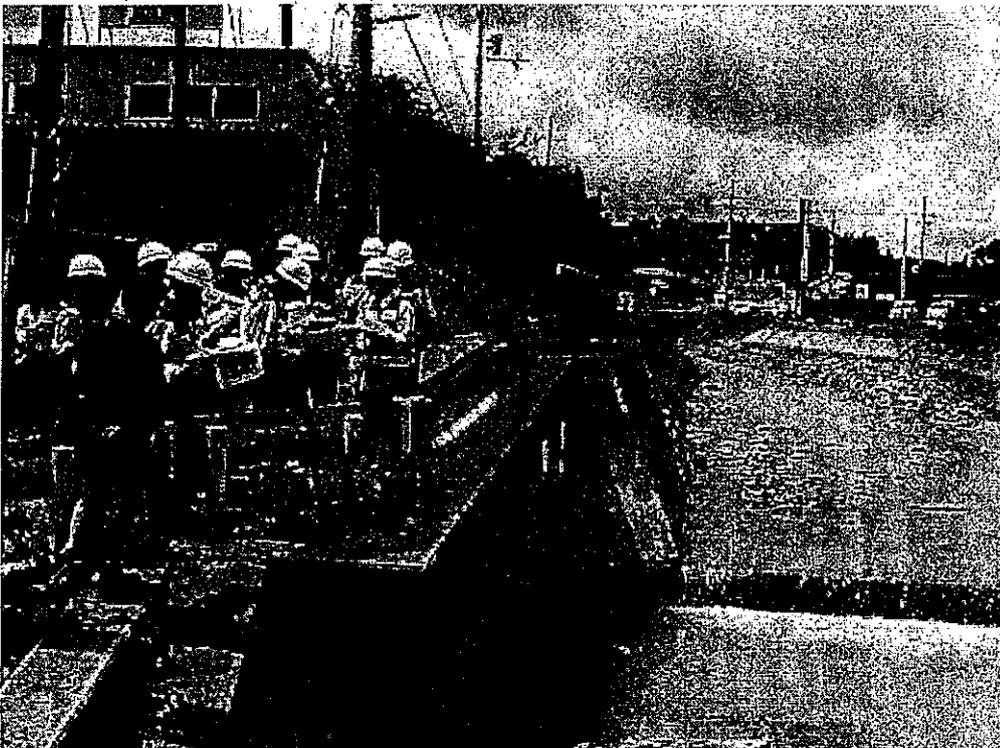
特に由良川流域においては、福知山市街地で内水による大規模な浸水被害が生じました。

本委員会において被害状況の把握のため、緊急の管内調査を実施しました。

### 調査先

#### 被災地域(福知山市)

- 平成26年8月15日からの大雨の被災状況について



弘法川での説明

## 農商工労働常任委員会管内調査(平成26年8月26日)

### 概要

8月15日からの大雨により、尊い命が失われるとともに、多数の家屋や観光・商業施設等の床上・床下浸水及びそれに伴う大量の災害廃棄物の発生、京野菜や小豆などの農産物被害、道路・河川をはじめとする社会資本の損壊など、甚大な被害がもたらされました。

本委員会においては、商工業、農林水産業の被害が大きかった舞鶴市、福知山市の被害状況を把握するため、緊急の管内調査を実施しました。

### 調査先

#### 西方寺地域(舞鶴市)

- 農業被害の状況について

#### 福知山市街地(福知山市)

- 商業等の事業所被害の状況について

#### 笹場地域(福知山市)

- 農林業被害の状況について(ため池・山崩れ)



福知山市笹場地域において、ため池・山崩れの状況について調査しました

平成26年8月豪雨に伴う災害対策に関する意見書

京都府においては、平成24年の南部豪雨、平成25年の台風第18号と連続して豪雨災害に見舞われている中、今年も台風11号に引き続き、8月15日からの大雨により、尊い命が失われるとともに、多数の家屋や観光・商業施設等の床上・床下浸水及びそれに伴う大量の災害廃棄物、京野菜や宇治茶などの農畜産物に対する被害、道路・河川をはじめとする社会資本の損壊など、甚大な被害がもたらされた。

現在、京都府においては、災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用した福知山市をはじめとする被災自治体及び関係機関との連携の下、被災者への支援、復旧等に最大限の努力をしているところである。

しかしながら、被災地の復旧及び被災者の生活再建には、地方自治体による対応だけでなく国による強力な支援が必要である。

ついては、国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害に強い地域づくりに向け、次の事項について、必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 被災した道路、河川等の公共土木施設、観光・商業施設、農地・ため池等の農業用施設、林地・林道や社会福祉施設、学校等文教施設、文化財等の災害復旧を支援・推進すること。
- 2 淀川水系・由良川水系の国直轄管理部分においては、過去の台風等による被害を踏まえ河川改修が進められているところであるが、今回、再度、福知山市等で甚大な被害に見舞われたことから、引き続き災害防止に必要な改修を早期に強力に進めるとともに、府管理河川においても早期の河川改修が可能となる特段の財政措置を講じること。  
特に由良川流域においては、福知山市街地で内水による大規模な浸水被害が生じたことから、今後も続く出水期において、緊急対応時の内水排除に対する支援を行うとともに、府・市と連携し、抜本的な内水排除対策を含む流域の特性を踏まえた総合的な治水対策を進めること。
- 3 住宅被害を受けた被災者が、元の生活を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講じるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 4 京野菜や宇治茶、京都米などの農林畜産業被害について、経営意欲を後退させないよう特別措置を講じること。
- 5 被災地の観光・商業施設、製造業等の再建や新たな活性化を図ることができるような積極的な支援策を講じること。
- 6 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
- 7 連続する広域的な災害を一連の災害と捉え、早期に激甚災害指定を行うとともに、復旧に要する経費に対する特別交付税をはじめとする特段の財政措置を講じること。
- 8 昨今の気象状況の変化やそれに伴う災害被害状況を踏まえ、災害対策のあり方を抜本的に見直し、真に災害に強い地域づくりを強力に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月29日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

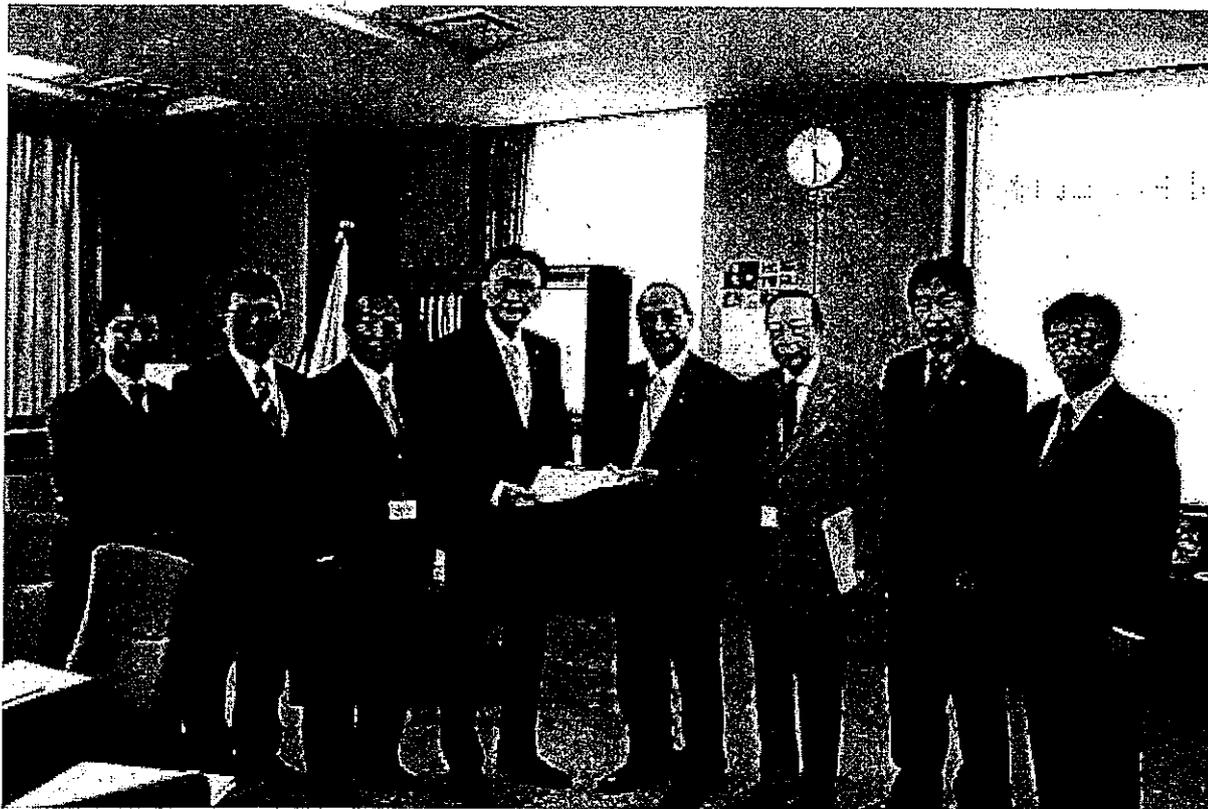
伊山安麻新下田林茂太菅古  
吹崎倍生藤村村 木田 屋  
文正晋太義博憲芳敏昭義圭  
明昭三郎孝文久正充宏偉司  
殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

京都府議会議長 多賀久雄

# 京都府議会

[ホーム](#) > [議会の取り組み一覧](#) > 平成26年8月豪雨災害に係る国への要望活動

## 平成26年8月豪雨災害に係る国への要望活動



(古屋圭司 内閣府特命担当大臣(防災)への要望の様子)※職名は当時のもの

平成26年9月2日、多賀議長、佐川副議長、議会運営委員会理事が東京都内の内閣府等に伺い、8月臨時会で全会一致で可決した「平成26年8月豪雨に伴う災害対策に関する意見書」を提出しました。

内閣府の古屋圭司特命担当大臣(防災)をはじめ、伊吹文明衆議院議長や農林水産省の皆川芳嗣事務次官、国土交通省の徳山日出男技監とも面談し、豪雨災害に対して、国による強力な支援を要望しました。

### 関連リンク

- [平成26年8月豪雨に伴う災害対策に関する意見書\(PDF:95KB\)](#)
- [平成26年8月臨時会意見書・決議](#)